

2022年9月7日

学生・教職員の皆さんへ

広島国際大学

罹患者等の登校の目安について〔9月7日改訂〕

標記の件について、新型コロナウイルスに罹患した場合等の登校の目安を下記のとおり改訂しましたので、お知らせいたします。

ついては、該当される方は当該目安により登校をご判断ください。

なお、自宅待機中等の対面授業欠席者へは、学校感染症による出席停止と同様の扱いとし、授業欠席扱いとしないよう配慮します。（※3月7日対応。今後、状況等変化した場合、変更の可能性があります。）

《目安》

1) 対象：罹患者（陽性の者）

退院もしくは宿泊療養・自宅療養等の待機期間解除後、感染対策を十分に講じたうえで登校可能とします。また、待機期間解除後も行動に留意し健康観察は続けてください。

なお、指定された待機期間解除後も症状のある方は保健室へ相談してください。

「国が定める療養期間等について」 ※2022年9月7日より適用

【有症状者】

発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除可能となります。ただし、入院者は発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快72時間経過した場合に11日目から解除可能となります（従来から変更なし）。

【無症状者】

従来と同じく検体採取日から7日間を経過した場合に8日目から解除可能となりますが、5日目の抗原定性検査キットにより検査で陰性を確認した場合、6日目から解除可能となります。なお、このときは、薬事承認されたキット（新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品（検査キット）の承認情報）を自費で購入してください。広島県が行っているPCRセンターや薬局での無料検査事業は活用できません。

2) 対象：濃厚接触者

濃厚接触者の待機期間は感染者と最後に濃厚接触した日を0日目として5日間とし、6日目から登校可能としますが、2日目および3日目に抗原検査キットを用いた検査で『陰性』を確認した場合、3日目から登校を可能とします。なお、7日間を経過するまでは、検温など健康状態を確認してください。

また、陽性となった同居者が自宅療養の場合の「最後に濃厚接触した日」とは、自宅で陽性者が隔離された日とします。

【東広島市・呉市保健所確認済（1/20）】

陽性となった同居者が自宅療養の場合の最終接触日については、自宅での『隔離（別室隔離・家庭内マスク着用・お風呂の利用は一番最後など）が完了された日』が最終接触日にあたるこのこ

とです。最終接触日 = 陽性者の自宅待機解除日ではありません。

※検査結果が『陽性』となった場合は、上記 1) の対応。

3) その他の体調不良者

発熱など感染症疑いの場合、原則医療機関を受診して、診療を受け、主治医の指示に従い、登校可能とします。

以上